

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	4	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（利子所得等に対する源泉徴収不適用措置の廃止）	
見直し内容（概要）	<p>国税において、公社債又は預貯金の利子等の利子所得等に対する源泉徴収の不適用を認める特例措置の適用対象から、火災共済協同組合及び火災共済の再共済等の事業を行う火災共済協同組合連合（以下「火災共済協同組合等」という。）を除外することに伴い、住民税利子割の非課税対象の範囲から、火災共済協同組合等を除外する。</p>	
関係条文	地方税法第25条の2	
増収見込額	<p>[平年度] +19（ - ）                  [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>平成26年4月1日から施行される改正中小企業等協同組合法（以下「新法」という。）において、現行の火災共済協同組合の類型は廃止され、火災共済協同組合は火災共済事業の実施に係る認可を受けた事業協同組合となり、火災共済事業以外の事業を行うことが可能となる。また、火災共済協同組合連合会についても、火災共済の再共済事業等以外の事業を行うことが可能となる。</p> <p>この中小企業等協同組合法の一部改正を受け、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、以下の理由により、本特例措置の適用対象から、火災共済協同組合等を除外する。</p> <p>①本特例措置は火災共済事業を行う火災共済協同組合等に対して認められているものであること                  ②現時点において、現行の特例措置が火災共済協同組合等の収益に与える影響は小さく、新法の施行に伴い、火災共済協同組合等の業務範囲が拡大した後であっても、引き続き、本特例措置が火災共済協同組合等の収益に与える影響は小さいと見込まれること                  ③本特例措置を廃止しても火災共済協同組合等の税負担額への影響は僅少であること</p>	
ページ	-	